

(案)

公 示

〇〇運輸局公示第 号

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条の規定に基づき、下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

令和 年 月 日

〇〇運輸局長

記

1. 認定番号及び認定日

〇〇〇第 号 令和 年 月 日

2. 対象となる自動車

災害時に被災地域へ回送を行う専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以上のもの

(〇〇運輸局管轄外を使用の本拠の位置とする自動車を含み、高速道路等において運行しない自動車として保安基準に適合するものに限る。)

3. 基準緩和を認定する条項（緩和を要する条項に限る）

保安基準	第12条 ^{※1}	(ABS)	[068]
	第12条 ^{※2}	(衝突被害軽減ブレーキ)	[074]
	第22条第3項	(座席取付要件)	[021]
	第22条第3項 ^{※3}	(座席後面衝撃吸収)	[022]
	第22条の3	(座席ベルト)	[023]
	第43条の6 ^{※4}	(車線逸脱警報装置)	[073]
	第53条	(乗車定員)	[069]

※1 製作年月日がH4.4.1からH25.1.26のものに限る。

※2 製作年月日がH26.11.1以降のものに限る。

※3 製作年月日がH24.7.1以降のものに限る。

※4 製作年月日がH29.11.1以降のものに限る。

4. 条件及び制限

- ・ 高速道路等を運行する場合は、60キロメートル毎時以下で運行すること。(130)
- ・ 運行に当たっては、道路交通法及び道路法を厳守すること。(092)
- ・ 基準緩和による運行は、災害時の公示に基づく回送運行に限る。(---)
- ・ 自動車の後面には、最高速度60キロメートル毎時以下で運行する旨を表示すること。(---)

5. 緩和の期限

令和〇年〇月〇日から〇日までとする。

6. その他

「高速道路等」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。